

地方自治法施行規則の一部を改正する省令の概要

1. 改正理由

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体における復興事業等に係る公共工事をめぐる状況に鑑み、公共工事に要する経費について、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を改めるため、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）の改正を行うもの。

2. 改正概要

公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る東日本大震災の被災市町村の区域^{*1}において施行する公共工事に要する経費のうち、工事1件の請負代金の額が50万円以上の土木建築に関する工事^{*2}の材料費等に相当する額として必要なものについて、地方公共団体が前金払をすることのできる割合を5割から4割5分に改める。

※1 東日本大震災に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）をいう。

※2 土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。

3. 施行期日

公布：6月10日（金）

施行：公布日